

地 域 再 生 計 画

- 1 地域再生計画の申請主体の名称
相模原市
- 2 地域再生計画の名称
相模原市新都市農業推進計画
- 3 地域再生の取組を進めようとする期間
平成16年度から平成22年度（7箇年）
- 4 地域再生計画の意義及び目標

（1）総 論

本市は、首都圏40km圏に位置し、内陸工業都市・住宅都市として発展し、現在人口62万人、製造品出荷額等は1兆1千億円、商業の年間販売額は1兆2千億円を誇っている。一方で、こうした都市化の進展を背景とした農業人材の他産業への流出などにより、農家人口や耕作地の減少、農地の遊休化・荒廃化が進んでいる。また、経済のグローバル化や近年の景気低迷を背景に工場の移転・縮小や商店街の空き店舗化など産業の空洞化現象が生じている。

しかし、鈍化しながらも依然人口は増加しており、企業の開業数も廃業数を上回り、事業所数も約2万2千で、飲食・サービス業を中心に伸びを示している。また、周辺地域を含めた100万人規模の大消費地圏の存在や大型小売店や商店街など豊富な販路の存在、更には、大学・研究機関の立地による多様な研究・開発人材の存在など、その地域ポテンシャルは高いものとなっている。

こうした中、平成11年4月には新産業創造を旗印に、創業や中小企業の新分野進出を支援するインキュベーションセンター「株式会社さがみはら産業創造センター」（S I C）を立ち上げるなど、地域経済の活性化に取り組んできた。

農業分野においては、平成15年4月、新都市農業創出特区の認定により法人や個人の新規参入促進のための条件整備を実施するなど、

新たな都市農業の取組みを行ってきたが、更に、こうした動きに拍車をかけるため、平成16年1月、「相模原市新都市農業推進計画」を策定したところである。

本計画は、本市資源の有効活用と民間活力導入の観点から、地域が一体となって“都市農業の新たな展開への挑戦”という、いわば未開拓地に踏み出すことを誘発し、食の新鮮・安全・安心志向や余暇活動・自己実現の場など、農業に対する市民の期待に応えとともに、農業及びその関連分野での「新たなビジネスモデルの構築」や「地域コミュニティの活性化」を進め、それを起爆剤に地域経済の活性化と雇用創出を図り、持続発展可能な地域再生の実現を目指すものである。

こうしたことから、本市資源を有機的に結びつけ、その総合力を発揮させるため、農業と商工業との連携、農業と保健福祉・教育・環境分野との連携、市民の参加・連携など、民間の発想と創意・工夫による「農業及びその関連分野のあらゆる取組み」の実験の場を提供し、それを強力に押し進めていく。

(2) 本市の課題と特性・資源

本市は、都市化の進展を背景とした農業人材の他産業への流出などにより農家人口や耕作地の減少・農地の遊休化・荒廃化が進んでいる。また、経済のグローバル化や近年の景気低迷を背景に工場の移転・縮小や商店街の空店舗化など産業の空洞化現象が生じている。

こうした中、自然志向に対応した農産物の加工や直売、新都市農業創出特区への法人の新規参入など新たな取組みが始められている。また、市民農園や農業研修の参加者の増大など、市民の農業への関心も高まっている。

更には、周辺地域を含めた100万人規模の大消費地圏の存在、大型小売店や多くの商店街など豊富な販路の存在、大学・研究機関や大企業の立地による多様な研究・開発人材の存在など、都市農業の新たな展開を図る上での地域ポテンシャルは高い。

しかしながら、未だ、これらが有機的に結合し、その潜在力が十分に発揮されているとは言えない。本市資源の有効活用と民間活力の導入による新たな都市農業の展開を図り、地域経済の活性化と雇用創出の起爆剤となる更なる取組みが喫緊の課題となっている。

【具体的内容】

- ・都市化の進展を背景として、農家の高齢化や担い手不足による農家人口や耕作地の減少と農地の遊休化・荒廃化。
農業センサス（昭和45年 平成15年）
農家人口：19,795人 7,045人、耕地面積：2,280ha 690ha
- ・全国でも有数の内陸工業都市として1兆1千億円の製造品出荷額等を誇るものの工場の縮小、移転等空洞化懸念の発生。
- ・年間販売額1兆2千億円の商業力を有するものの商店街の空き店舗化等の課題の発生。
- ・自然志向に対応した農産物の加工食品の生産や直売など既存農業者による新たな取組の先行。
- ・市民農園事業へ参加者(約4,200区画)や市農協の援農システムの農業研修参加者(延べ約250名)の増大等市民の農業への関心の高まり。
- ・農業高校等、若者を中心とした非農家出身の農業従事希望者の存在。
- ・営農支援、農業研修、農地利用調整を担う「相模原市農業協同組合・営農センター」の存在。
- ・人口62万人の本市と周辺地域を含めた100万人規模の大消費地圏の存在。
- ・ロードサイドショップや大型小売店(72)の多数の立地や多くの商店街(67)など多様で豊富な販路の存在。
- ・周辺に立地する大学・研究機関や大企業の退職者など豊富な研究・開発人材の存在。
大 学：北里大学、青山学院大学、麻布大学、相模女子大学、
女子美術大学、和泉短期大学、職業能力開発大学校
研究機関：行政等研究機関5機関、大学研究機関8機関、
民間研究機関35機関
- ・飲食、サービス業を中心に事業所数・従業者数が増加するなど、活発な企業活動。
事業所・企業統計調査（平成8年調査 平成13年調査）
事業所数：21,870事業所 22,424事業所
従業者数：225,154人 228,608人
- ・民間の運営によるインキュベーションセンター・株式会社さがみはら産業創造センター（S I C）の存在など新産業創出機運の高まり。

(3) 計画の意義

本計画は、本市資源の有効活用と民間活力導入の観点から、農業と商工業等との連携や農業への市民参加など、地域が一体となって新たな都市農業に対する幅広い取組みを行うことによって、農業及びその関連分野での「新たなビジネスモデルの構築」や「地域コミュニティの活性化」を進め、広く地域経済の活性化と雇用促進を図り、新たな地域活性化を目指す。

すなわち、本市の特性・資源と「農」との融合により、より多くの市民が農とふれあい、楽しみ、その大切さを理解する場や、農業者の新たな取組みと個人・法人のアグリビジネス(農業及び関連産業)への参入を促進する場を提供することによって、新鮮・安全・安心な食の提供や農とのふれあいなど市民の多様なニーズへの対応、後継者・担い手不足や農地の遊休化・荒廃化など本市農業の課題解決への取組みの加速化、アグリビジネス(農業及び関連産業)の活性化を通じた新たな地域産業の振興を図り、総合的な地域再生を進めるものである。

(4) 計画の理念及び目標

「“市民の生命(いのち)と暮らしを支える農業”を商工業など他分野との連携により持続発展可能な産業として活性化する」という理念のもと、地域で生産された農畜産物を地域で開発・加工を行い、付加価値を付けて地域で販売・消費する「地産・地発・地工・地消(商)の農業」、すなわち、「新都市農業」の実現を目標とする。

【具体的内容】

- ・ 農業と商工業の連携による多様な消費者(市民)ニーズや市場動向に即応した農産物の生産・加工・販売。
- ・ 農業をベースにした新たなビジネスモデルの構築。
- ・ 個人から企業まで多様な人々のアグリビジネス(農業及び関連産業)への参画機会の拡大。
- ・ アグリビジネス(農業及び関連産業)の新分野に挑戦する人材の発掘とベンチャー企業の育成。
- ・ 農業の多面的な機能を活用した新たな余暇活動や食生活の提案を行う市民活動の促進と関連産業の創出。

(5) 計画が目指す本市の将来像

本計画の実現により、市域全域において、アグリビジネスに果敢に挑戦しようとする機運や食・農に関係したコミュニティ活動に対する期待が高まり、農業と商工業との連携、農業と保健福祉・教育・環境分野との連携、市民の参加・連携など、民間の発想と創意・工夫による「都市農業のあらゆる取組み」の試みが始まる。

市域の農業振興地域においては、既存農業者や新たに農業参入する法人や個人によって農産物の生産活動が活発化、商店街における地場農産物の取扱いの拡大による顧客の回帰と商業地の活性化、都市住民と農業者との交流による市民の余暇活動の活発化や農業の新たな担い手の出現、大学・研究機関・企業・農業者の連携による新商品・新技術・新サービスの開発、団塊の世代を中心にした中高年者の都市農業への関心の高まりとその能力・経験の発揮による新たなマーケットの出現と人材の輩出などが始まる。

地域が一体となって“都市農業の新たな展開”という、いわば未開拓地に強く踏み出し、自らの資源を再発見しながら地域の構成員がいきいきと活動する相模原を目指す。

(6) 計画実現化の方向

本計画は、市全体を『新都市農業公園』、すなわち「農業公園都市」とする考え方を導入し、市全域で「地産・地発・地工・地消（商）の農業」の取組みを促進するための仕組みづくりを行い、その具体化の方向として、次の活動テーマと導入機能を設定する。

(活動テーマ)

『市民への“新鮮・安全・安心”な食の提供』

…地域の生産者の“顔が見える”農産物や加工品の市民への提供機会の拡大

『農業・農家とのふれあいの場づくり』

…市民農園やダチョウや果樹・花・薬用植物による体験農園・観光農園・セラピー農園等の推進

『食育・農育の推進と農を通じた伝統文化の再発見』

…さがみはらの食・農業・農家の生活について各種講座や課外授業の開催、農家との交流機会の拡大

『ふるさとさがみはらの田園風景の復活』

…荒廃化した農地の復元や遊休化した農地の多様な活用

『地場農産物やその加工食品の生産と販路の拡大』

…農業と商工業の連携による産業として持続発展可能な農業の推進と関連産業の振興

『人にやさしい、環境にやさしい農業の推進』

…減農薬・減化学肥料による農業・有機農業や食品残渣等の肥料化・飼料化等環境保全型・資源循環型農業の推進

(導入機能)

- ・ 市民の食と農に対する理解の醸成と期待に応える機能
「理解」
- ・ 市民の農業への参画、個人や法人の農業分野への新規参入を促進する機能 「参加」
- ・ 市民との連携、商工業等の異業種連携、産学連携を促進する機能
「連携」

(7) 計画実現化の戦略

本計画の実現化に当たっては、地域の関係団体・機関がそれぞれの機能・役割を発揮しつつ、一丸となった取組みを進めるとともに、規制緩和・権限移譲・施策の集中など国支援策の最大限の活用と、団塊の世代を中心にした中高年者を消費マーケットや都市農業の担い手の主役として捉えた新たな取組みを行っていく。

【具体的内容】

- ・ 相模原市農業協同組合、相模原市農業委員会、相模原商工会議所、株式会社さがみはら産業創造センター（SIC）など、関係団体がそれぞれの機能・役割を発揮しつつ、一丸となって計画の実現に取り組む。
- ・ 構造改革特別区域法に基づき認定を受けた個人及び法人の農業への参入を促す『相模原市新都市農業創出特区（平成15年4月21日認定、同年11月28日変更認定）』を活用する。
- ・ 構造改革特区制度に加え、内閣「地域再生推進本部」が進める更なる「規制緩和」や「権限移譲」、「施策の集中」などの「地域再生計画」の支援策を活用する。

- ・ 今後、増加が見込まれる“団塊の世代”(平成15年の50歳代人口、約9万人)を中心にした中高年者を消費マーケットの主役として捉えるとともに、その持てる能力・技術や意欲を活かす観点から農業分野への参入又は参入を支援する主役として捉え、新たな取組みを進める。

(8) 事業の実施方針

事業は新都市農業公園事業として市域全体で進める。特に、計画を目に見える形にしながら、分かりやすく内外に発信し、「地産・地発・地工・地消(商)の農業」の取組みをリード(先導)するため、田名地区(25ha)を拠点地区と位置付け、「(仮称)たな四季の里」事業として、核となるアグリセンター事業等施策の集中的な展開を図る。

事業の性格は、市民参加や民間参入のインセンティブ(誘引、呼び水)となり、かつ、参加する市民や参入する個人・法人の新たな取組みをインキュベート(孵化・育成)するものとする。

事業の進め方は、着手は小規模なものから始め、「新たなビジネスモデルの構築」や「地域コミュニティの活性化」に資する「モデル事業」・「実証事業」を中心とした事業展開を図る。

また、事業実施主体としての農業者の新たな取組みや民間参入の動向に応じて、段階的かつ柔軟な事業展開を図り、事業の実施に当たっては、常に参加者・消費者の声や反応を十分に把握するとともに、それらに基づく事業の評価・検証を行い、次なる事業展開へ反映させる。

(9) 事業の内容 (新都市農業公園事業の内容)

【事業の区分と事業名】

事業の区分	事業名
農業と商工業の連携による新たな取組みに関する事業	1) アグリセンター事業
	2) 商店街さがみはらのめぐみバザール開催事業
	3) アグリテクニカル&メディカル創造事業 (農業新技術開発、医療福祉分野応用事業)
農業と保健福祉・教育・環境分野との連携による新たな取組みに関する事業	4) バイオマス・フロンティア事業 (資源循環型農業開拓事業)
	5) さがみはら田園スクール事業
	6) アグリセラピー事業 (農業の癒し効果活用事業)
民間の新たな取組みや新規参入のインセンティブ・インキュベーションに関する事業	7) マイ・夢果樹園事業
	8) ヤングファーマー・インキュベート事業 (若手プロ農業者育成事業)
	9) 農業マイスター事業 (農業技術専門指導者登録活用事業)
市民の参加・連携による新たな取組みに関する事業	10) 市民ファーマー事業
	11) アグリフェア開催事業
	12) フラワーガーデン事業

1)、7)、10)、11)、12)の事業は、主として拠点地区「(仮称)たな四季の里」において実施。

農業と商工業の連携による新たな取組みに関する事業

アグリセンター事業

(目的)

市民(消費者)を主たる対象として、地域の農産物を“見て、触って、感じて、つくって、味わう”拠点としてアグリセンターを整備する。

(内容)

- ・地場農産物直売機能...地場農産物の直売
- ・地場農産物PR機能...展示、リーフレット等による地場農産物やその料理方法等の紹介、実演
- ・スローフード提供機能...地場農産物を活かした地域の料理を提供する産直レストラン
- ・農産物加工体験機能...トマトケチャップ等の農畜産物の加工体験
- ・市民農業体験・研修機能...家庭菜園や市民農園を始める市民を対象にした基本的な栽培技術の研修
- ・市民農作物栽培相談機能...家庭菜園や市民農園を行う上での相談対応

(段階的事業展開)

- ・第1ステップ...地場農産物の直売市(テントによる大規模市)
- ・第2ステップ...地場農産物の直売センター、地場農産物PRセンター
- ・第3ステップ...農業体験・研修センター、市民農作物栽培相談センター
- ・第4ステップ...産直レストラン、農産物加工体験センター

(実施方法)

市及び市農協の共同事業として事業着手。最終的な施設整備及び運営は、計画の推進母体として平成17年度に設立する第3セクターの株式会社とする。

(関連する支援措置)

- ・ 212032 開発許可制度の市街化調整区域での弾力的な運用の情報提供

商店街さがみはらのめぐみバザール開催事業

(目的)

希望する市民全員が地場農畜産物を手軽に入手できるような機会を拡大するとともに、商店街の空き店舗対策を図る。

(内容)

市内67商店街の空き店舗・空きスペースやイベント等の場を活用して地場の農畜産物や特産品の市(直売)を開催する。

(実施方法)

市農協の支援により、各商店街・農業者・流通事業者・運輸事業者が連携して実施する。将来的には、計画の推進母体として平成17年度に設立する第3セクターの株式会社がコーディネートを行う。

(関連する支援措置)

- ・ 201002 民間事業者等の経済活動に伴う道路使用許可の円滑化
- ・ 230001 道路使用許可・道路占用許可の手続き改善

アグリテクニカル&メディカル創造事業

(農業新技術開発、医療福祉分野応用事業)

(目的)

農業者・民間企業・大学等研究機関の連携により、IT農業技術、新たな栽培・飼育方法、高付加価値型の加工食品等、新たな技術、商品の研究・開発、また、アグリセラピー(農業療法)等、保健福祉分野での農業の応用など、新たなアグリビジネスの創出を目指す。

(内容)

ニーズとシーズの掘り起こしや共同研究開発計画策定のためのコーディネート・アドバイス等を行い、農業及び農業関連分野の新製品や新技術の研究開発活動につなげる。

(実施方法)

当初は、市が市農協や株式会社さがみはら産業創造センター(SIC)北里大学、麻布大学、青山学院大学等市内に立地する大学の協力を得て民間企業のアグリビジネスへの参入を支援する。

将来的には、計画の推進母体として平成17年度に設立する第3セクターの株式会社がSICと連携して事業化支援を行う。

また、必要に応じて、研究開発機関や大学、民間企業、第3セクターの株式会社との共同事業（JV）として取り組む。

（関連する支援措置）

- ・ 10701 日本政策投資銀行の低利融資
- ・ 210009 農業法人等に対する出・融資の一体的提供
- ・ 230006 「新創業融資制度」の貸付限度額拡充

農業と保健福祉・教育・環境分野との連携による新たな取組みに関する事業

バイオマス・フロンティア事業（資源循環型農業開拓事業）

（目的）

給食の食品残渣を活用した畜産（養豚）分野での資源循環型「ビジネスモデル」を構築する。これにより、他と差別化したブランド豚肉の開発による新たなマーケットの開拓と当該事業を通じた小学校等での食育・農育の推進を目指す。

（内容）

小学校の給食の食品残渣を麹菌等により飼料化し、養豚用の飼料として活用する。更に、当該飼料によって肥育された豚肉を給食の食材として活用する。 給食食品残渣年間約390トン

（実施方法）

市が、市教育委員会・相模原市社団法人畜産振興協会・市内養豚事業者・飼料化技術開発会社・市内食肉取扱事業者・市内流通事業者・市内運輸事業者等の協力を得て「実証事業」に着手する。

事業化は、実証事業の評価・検証を経て、民間会社と計画の推進母体として平成17年度に設立する第3セクターの株式会社の共同事業として進め、ビジネスモデルの構築を図る。飼料化プラントの設置は、第3セクターの株式会社又は第3セクターの株式会社と民間会社との共同事業として進める。

また、当該ビジネスモデルを通じて民間企業による取組みの促進を図る。

(関連する支援措置)

- ・ 10701 日本政策投資銀行の低利融資

さがみはら田園スクール事業

(目的)

次代を担う子どもたちへ食や健康・環境やアグリビジネスに対する興味と理解の醸成を促す。

(内容)

最新ハイテク農畜産業施設の見学から親子参加型の農業・加工・農村生活の体験研修まで、幅広い農業分野の研修を実施する。

講師は、若手農業者、農業分野のベンチャー企業の経営者、農産物加工食品づくりの達人等とする。

(実施方法)

当初は、市・市教育委員会・市農協の共同事業として実施する。

将来的には、計画の推進母体として平成17年度に設立する第3セクターの株式会社がコーディネートを行う。

アグリセラピー事業 (農業の癒し効果活用事業)

(目的)

農業と保健福祉との連携による農業による癒やし効果を活用した心と体の健康づくりを行うアグリセラピーを促進する。

(内容)

社会福祉法人や医療法人が農地の権利を取得し、入所・通所者等の農業体験の場づくりを行う。また、広く、市民の健康づくり運動への活用を進める。

(実施方法)

社会福祉法人や医療法人、関係団体が実施主体。市・市農協は連携して支援する。将来的には、計画の推進母体として平成17年度に設立する第3セクターの株式会社がコーディネートを担う。

民間の新たな取組みや新規参入のインセンティブ・インキュベートに関する事業

マイ・夢果樹園事業

(目的)

都市住民が果樹の手入れから収穫を体験することにより、農とのふれあいや農業への理解を深める。更に、実績や希望に応じて、本格的な栽培へもつなげ、市民の新たな農業参入の契機とする。

(内容)

遊休化した農地を活用した参加型の果樹オーナー制度。これまでのオーナー制と異なり、果樹(りんご、みかん、柿、ゆず等)の手入れから収穫を体験し、収穫物の配分を受ける。

(実施方法)

市農協や緑化木生産団体が実施主体。将来的には、計画の推進母体として平成17年度に設立する第3セクターの株式会社が受託先としてコーディネート等を行う。

ヤングファーマー・インキュベート事業(若手プロ農業者育成事業)

(目的)

農業分野に果敢にチャレンジする若者の掘り起こしを行い、農業技術と経営感覚に優れた農業者(プロの農家)として育成する。

(内容)

農業高校や農業大学の在学に対するインターンシップ、更には、それらの卒業生に対し、農業技術・経営に関する実践的な研修を行い、特区制度による参入法人又は農業生産法人への就農(雇用)や農業経営者としての自立を促進する。

(実施方法)

事業着手は市と市農協が行う。将来的には、計画の推進母体として平成17年度に設立する第3セクターの株式会社が実施する。その際、株式会社は、研修用農地や研修施設等を所有し、実践的・実験的な活動を行う。

(関連する支援措置)

- ・ 210008 就農支援資金の貸付対象の拡充
- ・ 210009 農業法人等に対する出・融資の一体的提供

農業マイスター事業 (農業技術専門指導者登録活用事業)

(目的)

経験豊富で確かな技術を持つ農業者(個人)を「農業マイスター」として市全体で顕彰し、その経験と技術を広く市民へ広め、次世代へ伝承していく。

(内容)

一定以上の経験・技術を有する農業者を「農業マイスター」として登録する。依頼に基づき、市民農園・体験農業における指導員や相談員を務める。

「農業マイスター」としての評価を具体化するため、指導や講義を行った場合には、一定の謝礼等を支払うこととする。

(実施方法)

事業着手は市と市農協。将来的には、計画の推進母体として平成17年度に設立する第3セクターの株式会社が実施する。

市民の参加・連携による新たな取組みに関する事業

市民ファーマー事業

(目的)

市民の農業実践の多様なニーズに対応した市民農園及び市民の本格的な農業参入の場の提供を行う。

(内容)

- ・ 市民農園事業 (20~500 m²)
...既存事業、エリアを市街化区域から 市街化調整区域に拡大
20~50 m² 特定農地貸付法 (実施主体:市) 又は市民農園法
(実施主体:農家)
- 100~500 m² 特定農地貸付法
(実施主体:県・県ホームファーマー制度を活用)
- ・ ステップアップファーマー事業 (1,000 m²~3,000 m²未満)
特区制度 (農地権利取得の際の下限面積要件の緩和(30a

10a)を行う「規制の特例措置」)による市民の農業への本格参入の場を提供する。市が市農協の協力を得て実施。

(実施方法)

事業実施は市や市農協等。将来的には、計画の推進母体として平成17年度に設立する第3セクターの株式会社が受け皿となつて、NPO法人等が管理運営を担う。

(関連する支援措置)

- ・ 210009 農業法人等に対する出・融資の一体的提供

「ステップアップファーマー」の定義

本計画においては、現行法制度の下の市民農園(趣味等により農産物栽培を希望する者に対する市からの小区画の農地の貸し付け)から、小規模ながらも農地を自ら取得して農業を始める市民版の農業経営をいう。

耕作地の規模でいえば、市民農園(市賃貸事業)20㎡~50㎡ 市民農園(県賃貸事業「中高年ホームファーマー」)100~500㎡、ステップアップファーマー(構造改革特別区域法に基づき追加された「農地取得に際する下限面積要件緩和(10アール以上)」を活用)1,000㎡とステップアップする。

アグリフェア開催事業

(目的)

農とのふれあいや市民への地場農畜産物やその加工食品に対する理解の醸成と消費拡大を促す。併せて、農地へ足を運んでもらうことにより、農地の荒廃化・遊休化など、農業の課題への関心を高める。

(内容)

従来から都市公園で実施していた市の農業まつり(地場農畜産物や特産品の直売、展示、イベント)を田名拠点地区内においても実施する。

(実施方法)

市が市農協の協力を得て事業着手。将来的な事業主体は、計画の推進母体として平成17年度に設立する第3セクターの株式会社とする。

(関連する支援措置)

- ・ 230001 道路使用許可・道路占用許可の手續改善

フラワーガーデン事業

(目的)

直ちに耕作地としての利用が困難な農地に市民参加により草花を植えることにより、荒廃化、遊休化した農地の現状や農業に対する市民の理解を促し、農地活用の機運を高め、将来的に耕作地としての復元につなげる。

(内容)

違反転用などから是正されたにもかかわらず直ちに耕作地としての利用が困難な農地について、荒廃地に戻さないための段階的な措置として、季節の草花(ひまわり、コスモス等)を植えることによって農地の修景を図るとともに、種を採取しイベント等において配布する。

(実施方法)

市からの委託事業として、関係団体や市民グループが実施。将来的には、計画の推進母体として平成17年度に設立する第3セクターの株式会社が受託先としてコーディネート等を行う。

(10) 計画推進母体としての株式会社の設立

新たな民間参入を促し、民間の知恵と工夫による取組みを促進するため、新都市農業推進計画の推進母体として第3セクターの法人を新たに設立する。

法人の形態は、広い資金調達、有為な人材の確保、市場動向に即応した迅速な意思決定等を図る観点から株式会社とする。

(法人の機能)

『農業版インキュベーションセンター&マーケティング支援センター』

- ・ アグリビジネス(農業及び関連産業)に新規参入する個人や法人の発掘と育成
- ・ 農業版アントレプレナー(起業家教育)による若年者の育成
- ・ 農業と商工業とを結びつけるためのコーディネートやアドバイス、新たなビジネスに関する提案
- ・ 農業分野の経営マネジメントやマーケティング(市場開拓・商品開発・販売促進等)支援

(出資)

法人の設立趣旨・機能の観点から、出資は市及び市農協が中心となるが、関係団体、農業生産法人や構造改革特区参入法人等の企業などにも広く出資を募ることとする。

(経営陣・運営)

経営陣は、民間人をトップとし、役員に農業関係者や経営・技術の専門家を招く。運営は、市内農業者等の協力も仰ぎ、市農協営農センターと密接な連携を図る。

(設立の時期)

平成17年度に設立予定。

【法人の事業】

コーディネート事業・共同事業（JV）

アグリビジネスに関するシーズとニーズの情報収集活動を基に、農業者と商工業者との連携など異業種連携のマッチングや、共同研究や共同事業などの取組みを促進するため、相談・アドバイスを行う。

更には、必要に応じて関係企業による共同事業体の一員となって事業調整を行う。

- ・アグリテクニカル&メディカル創造事業
- ・フラワーガーデン事業
- ・アグリフェア事業
- ・マイ・夢果樹園事業
- ・市民ファーマー事業
- ・バイオマス・フロンティア事業
- ・商店街さがみはらのめぐみバザール事業
- ・アグリセラピー事業

インキュベート事業

新たにアグリビジネスに参入する意欲のある法人・個人の発掘と創業・新規就農や新分野への進出に必要なノウハウの習得のための情報提供、相談・分析・アドバイスを行う。

- ・ヤングファーマー・インキュベート事業
- ・アグリテクニカル&メディカル創造事業
- ・農業マイスター事業

マーケティング事業

今後のアグリビジネスで重要となる市場（マーケット）情報の収集や消費者ニーズを探るため、アグリセンター等での農畜産物及び加工品の販売動向調査やモニタリング調査等を行い、新商品・新技

術開発の相談・分析・アドバイスを行う。

- ・アグリセンター事業
- ・アグリテクニカル&メディカル創造事業

経営マネジメント事業

アグリビジネスにおける経営の効率性・収益性を高めるため、経営に関する相談・分析・アドバイスを行う。

アントレプレナー事業

関係機関・団体と連携しつつ次代を担う子どもたちを対象に食育・農育をテーマにした各種講座や体験教室などを開催する。

- ・田園スクール事業
- ・農業マイスター事業

(関連する支援措置)

- ・ 10701 日本政策投資銀行の低利融資

(11) 計画推進のための地域の支援体制

本計画の推進に当たっては、地域の専門機関・団体が農業及び関連分野へ参入する法人や個人に対し経営・技術支援を行うこととするが、各々がその機能を効果的に発揮するため、下記の団体を中心に関係団体・機関及び市で構成する「相模原市新都市農業創出特区推進連絡協議会」(平成15年7月28日設置)により相互の情報交換や支援事業の連携など、必要な条件整備を行う。

相模原市農業協同組合・営農センター

…農業に参入する法人・個人へ営農支援、農業研修、農地利用調整を行う。

相模原商工会議所

…農業分野への異業種からの新規参入又は農業経営者と連携する商工業者の掘り起こしを行う。

株式会社さがみはら産業創造センター(SIC)

…アグリビジネスにおける新商品・新サービスの開発、経営・マーケティングのノウハウを提供する。

5 地域再生計画の実施が地域に及ぼす経済的社会的効果

(市民にとって)

- ・ 新鮮、安全、安心な食の提供や余暇、自己実現、身近な観光、心や体の癒しの場を提供することができる。
- ・ 農地の遊休化、荒廃化の解消による自然景観・環境の保全を図ることができる。
- ・ 農業及び関連分野における新たな雇用の場が創出できる。
- ・ 学校教育及び生涯教育現場において、農を通じた食育・農育・環境教育などが促進される。
- ・ 農を通じた保健福祉・環境分野における新たな取組みが促進される。
- ・ 都市住民と農業者との交流、農を通じた若年層から中高年者までの世代を越えた交流などにより地域活性化が図られる。

(農業者にとって)

- ・ 農地の遊休化、荒廃化の解消による耕作、養畜環境の改善と未利用の農地の有効活用が図られる。
- ・ 農産物の販路(市場)拡大と後継者へのインセンティブ(誘引、呼び水)を付与することができる。
- ・ 環境にやさしい農業や農畜産物の加工等の高付加価値化による競争力強化が図られる。

(商工業者にとって)

- ・ アグリビジネスという新分野の出現により、新たなビジネスチャンスが生まれる。
- ・ 地場農畜産物の取扱いや加工食品の開発による新たな事業展開が期待できる。...卸売業・市場・商店(商店街)・運輸業等
- ・ 農業や食品分野の技術開発による新分野進出が期待できる。...製造業
- ・ 商店街における空店舗の解消等が図られることにより、商業地の活性化が図られる。

《具体的な経済波及効果》

- ・ アグリセンター整備や農地の有効利用・流動化、民間による農産物加工場の整備等各種設備投資や第3セクター設立に関する施設整備等により、経済波及効果が期待できる。
- ・ 農業を初め、商工業及び社会福祉、教育、環境分野等様々な分野において、新規参入や異業種交流、関連する産業間の連携等が生まれ、新規開業や事業拡大に伴う新たな雇用が創出される。
- ・ 計画期間（平成16年～22年度の7箇年）における農業粗生産額や工事費、直売所売上高等としての経済波及効果は、新都市農業創出特区の効果分を含め約139億円、雇用の創出として約2,300名がそれぞれ期待できる。

経済波及効果は、新都市農業創出特区における経済効果をベースとして、新都市農業推進計画による新たな事業展開に基づく民間活動による売上、工事費、直売所等による売上、さらにそこで従事する職員の新規雇用を想定し、「神奈川県産業連関」により算出した。

6 講じようとする支援措置の番号及び名称

- ・ 10701 日本政策投資銀行の低利融資
- ・ 201002 民間事業者等の経済活動に伴う道路使用許可の円滑化
- ・ 230001 道路使用許可・道路占用許可の手續改善
- ・ 210008 就農支援資金の貸付対象の拡充
- ・ 210009 農業法人等に対する出・融資の一体的提供
- ・ 230006 「新創業融資制度」の貸付限度額拡充
- ・ 212032 開発許可制度の市街化調整区域での弾力的な運用の情報提供

7 構造改革特区の規制の特例措置により実施する取組その他の関連する事業

- ・ 構造改革特区の規制の特例措置により実施している取組

名称：相模原市新都市農業創出特区（平成15年度認定）

番号：1001 特定事業 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付事業

1006 特定事業 農地の権利取得の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業

8 その他の地域再生計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

特になし。

別紙 支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容、支援措置を受けようとする者

別紙 - 1

1 支援措置の番号及び名称

10701 日本政策投資銀行の低利融資

2 当該支援措置を受けようとする者

- (1) 第3セクターの株式会社(平成17年度設立予定)
- (2) 民間企業(計画に基づく農業と商工業等の横断的事業に参入する民間企業)

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

- (1) 第3セクターの株式会社

新都市農業推進計画の推進母体として設立する第3セクターの株式会社が行う事業。

(法人の機能)

『農業版インキュベーションセンター&マーケティング支援センター』

- ・ アグリビジネス(農業及び関連産業)に新規参入する個人や法人の発掘と育成
- ・ 農業版アントレプレナー(起業家教育)による若年者の育成
- ・ 農業と商工業とを結びつけるためのコーディネートやアドバイス、新たなビジネスに関する提案
- ・ 農業分野の経営マネジメントやマーケティング(市場開拓・商品開発・販売促進等)支援

(出資)

法人の設立趣旨・機能の観点から、出資は市及び市農協が中心となるが、関係団体、農業生産法人や構造改革特区参入法人等の企業などにも広く出資を募ることとする。

(経営陣・運営)

経営陣は、民間人をトップとし、役員に農業関係者や経営・技術の専門家を招く。運営は、市内農家等の協力も仰ぎ、市農協営農センターと密接な連携を図る。

(法人の事業)

コーディネート事業・共同事業(JV)

アグリビジネスに関するシーズとニーズの情報収集活動を基に、農業者と商工業者との連携など異業種連携のマッチングや、共同研究や共同事業などの取組みを促進するため、相談・アドバイスを行う。

更には、必要に応じて関係企業による共同事業体の一員となって事業調整を行う。

- ・アグリテクニカル&メディカル創造事業
- ・フラワーガーデン事業
- ・アグリフェア事業
- ・マイ・夢果樹園事業
- ・市民ファーマー事業
- ・バイオマス・フロンティア事業
- ・商店街さがみはらのめぐみバザール事業
- ・アグリセラピー事業

インキュベート事業

新たにアグリビジネスに参入する意欲のある法人・個人の発掘と創業・新規就農や新分野への進出に必要となるノウハウの習得のための情報提供、相談・分析・アドバイスを行う。

- ・ヤングファーマー・インキュベート事業
- ・アグリテクニカル&メディカル創造事業
- ・農業マイスター事業

マーケティング事業

今後のアグリビジネスで重要となる市場（マーケット）情報の収集や消費者ニーズを探るため、アグリセンター等での農畜産物及び加工品の販売動向調査やモニタリング調査等を行い、新商品・新技術開発の相談・分析・アドバイスを行う。

- ・アグリセンター事業
- ・アグリテクニカル&メディカル創造事業

経営マネジメント事業

アグリビジネスにおける経営の効率性・収益性を高めるため、経営に関する相談・分析・アドバイスを行う。

アントレプレナー事業

関係機関・団体と連携しつつ次代を担う子どもたちを対象に食育・農育をテーマにした各種講座や体験教室など開催する。

- ・田園スクール事業
- ・農業マイスター事業

【第3セクターの株式会社の事業により推進又は促進される具体的な事業】

農業と商工業の連携による新たな取組みに関する事業

アグリセンター事業

(目的)

市民(消費者)を主たる対象として、地域の農産物を“見て、触って、感じて、つくって、味わう”拠点としてアグリセンターを整備する。

(内容)

- ・地場農産物直売機能...地場農産物の直売
- ・地場農産物PR機能...展示、リーフレット等による地場農産物やその料理方法等の紹介、実演
- ・スローフード提供機能...地場農産物を活かした地域の料理を提供する産直レストラン
- ・農産物加工体験機能...トマトケチャップ等の農畜産物の加工体験
- ・市民農業体験・研修機能...家庭菜園や市民農園を始める市民を対象にした基本的な栽培技術の研修
- ・市民農作物栽培相談機能...家庭菜園や市民農園を行う上での相談対応

(段階的事業展開)

- ・第1ステップ...地場農産物の直売市(テントによる大規模市)
- ・第2ステップ...地場農産物の直売センター、地場農産物PRセンター
- ・第3ステップ...農業体験・研修センター、市民農作物栽培相談センター
- ・第4ステップ...産直レストラン、農産物加工体験センター

(実施方法)

市及び市農協の共同事業として事業着手。最終的な施設整備及び運営は、計画の推進母体として平成17年度に設立する第3セクターの株式会社とする。

商店街さがみはらのめぐみバザール開催事業

(目的)

希望する市民全員が地場農畜産物を手軽に入手できるような機会を拡大するとともに、商店街の空き店舗対策を図る。

(内容)

市内67商店街の空き店舗・空きスペースやイベント等の場を活用して地場の農畜産物や特産品の市(直売)を開催する。

(実施方法)

市農協の支援により、各商店街・農業者・流通事業者・運輸事業者が連

携して実施する。将来的には、計画の推進母体として平成17年度に設立する第3セクターの株式会社がコーディネートを行う。

アグリテクニカル&メディカル創造事業 (農業新技術開発、医療福祉分野応用事業)

(目的)

農業者・民間企業・大学等研究機関の連携により、IT農業技術、新たな栽培・飼育方法、高付加価値型の加工食品等、新たな技術、商品の研究・開発、また、アグリセラピー(農業療法)等、保健福祉分野での農業の応用など、新たなアグリビジネスの創出を目指す。

(内容)

ニーズとシーズの掘り起こしや共同研究開発計画策定のためのコーディネート・アドバイス等を行い、農業及び農業関連分野の新製品や新技術の研究開発活動につなげる。

(実施方法)

当初は、市が市農協や株式会社さがみはら産業創造センター(SIC)、北里大学、麻布大学、青山学院大学等市内に立地する大学の協力を得て民間企業のアグリビジネスへの参入を支援する。将来的には、計画の推進母体として平成17年度に設立する第3セクターの株式会社がSICと連携して事業化支援を行う。

また、必要に応じて、研究開発機関や大学、民間企業、第3セクターの株式会社との共同事業(JV)として取り組む。

農業と保健福祉・教育・環境分野との連携による新たな取組みに関する事業 バイオマス・フロンティア事業 (資源循環型農業開拓事業)

(目的)

給食の食品残渣を活用した畜産(養豚)分野での資源循環型「ビジネスモデル」を構築する。これにより、他と差別化したブランド豚肉の開発による新たなマーケットの開拓と当該事業を通じた小学校等での食育・農育の推進を目指す。

(内容)

小学校の給食の食品残渣を麹菌等により飼料化し、養豚用の飼料として活用する。更に、当該飼料によって肥育された豚肉を給食の食材として活用する。
〔参考〕給食食品残渣年間約390トン

(実施方法)

市が、市教育委員会・相模原市社団法人畜産振興協会・市内養豚事業者・飼料化技術開発会社・市内食肉取扱事業者・市内流通事業者・市内運輸事業者等の協力を得て「実証事業」に着手する。

事業化は、実証事業の評価・検証を経て、民間会社と計画の推進母体として平成17年度に設立する第3セクターの株式会社の共同事業として進め、ビジネスモデルの構築を図る。飼料化プラントの設置は、第3セクターの株式会社又は第3セクターの株式会社と民間会社との共同事業として進める。

また、当該ビジネスモデルを通じて民間企業による取組みの促進を図る。

さがみはら田園スクール事業

(目的)

次代を担う子どもたちへ食や健康・環境やアグリビジネスに対する興味と理解の醸成を促す。

(内容)

最新ハイテク農畜産業施設の見学から親子参加型の農業・加工・農村生活の体験研修まで、幅広い農業分野の研修を実施する。

講師は、若手農業者、農業分野のベンチャー企業の経営者、農産物加工食品づくりの達人等とする。

(実施方法)

当初は、市・市教育委員会・市農協の共同事業として実施する。

将来的には、計画の推進母体として平成17年度に設立する第3セクターの株式会社がコーディネートを行う。

アグリセラピー事業 (農業の癒し効果活用事業)

(目的)

農業と保健福祉との連携による農業による癒やし効果を活用した心と体の健康づくりを行うアグリセラピーを促進する。

(内容)

社会福祉法人や医療法人が農地の権利を取得し、入所・通所者等の農業体験の場づくりを行う。また、広く、市民の健康づくり運動への活用を進める。

(実施方法)

社会福祉法人や医療法人、関係団体が実施主体。市・市農協は連携して支援する。将来的には、計画の推進母体として平成17年度に設立する第3セクターの株式会社がコーディネートを担う。

民間の新たな取り組みや新規参入のインセンティブ・インキュベートに関する事業

マイ・夢果樹園事業

(目的)

都市住民が果樹の手入れから収穫を体験することにより、農とのふれあいや農業への理解を深める。更に、実績や希望に応じて、本格的な栽培へもつなげ、市民の新たな農業参入の契機とする。

(内容)

遊休化した農地を活用した参加型の果樹オーナー制度。これまでのオーナー制と異なり、果樹(りんご、みかん、柿、ゆず等)の手入れから収穫を体験し、収穫物の配分を受ける。

(実施方法)

市農協や緑化木生産団体が実施主体。将来的には、計画の推進母体として平成17年度に設立する第3セクターの株式会社が受託先としてコーディネートを等を行う。

ヤングファーマー・インキュベート事業(若手プロ農業者育成事業)

(目的)

農業分野に果敢にチャレンジする若者の掘り起こしを行い、農業技術と経営感覚に優れた農業者(プロの農家)として育成する。

(内容)

農業高校や農業大学の在学学生に対するインターンシップ、更には、これらの卒業生に対し、農業技術・経営に関する実践的な研修を行い、特区制度による参入法人又は農業生産法人への就農(雇用)や農業経営者としての自立を促進する。

(実施方法)

事業着手は市と市農協が行う。将来的には、計画の推進母体として平成17年度に設立する第3セクターの株式会社が実施する。その際、株式会社は、研修用農地や研修施設等を所有し、実践的・実験的な活動を行う。

農業マイスター事業（農業技術専門指導者登録活用事業）

（目的）

経験豊富で確かな技術を持つ農業者（個人）を「農業マイスター」として市全体で顕彰し、その経験と技術を広く市民へ広め、次世代へ伝承していく。

（内容）

一定以上の経験・技術を有する農業者を「農業マイスター」として登録する。依頼に基づき、市民農園・体験農業における指導員や相談員を務める。

「農業マイスター」としての評価を具体化するため、指導や講義を行った場合には、一定の謝礼等を支払うこととする。

（実施方法）

事業着手は市と市農協。将来的には、計画の推進母体として平成17年度に設立する第3セクターの株式会社が実施する。

市民の参加・連携による新たな取組みに関する事業

市民ファーマー事業

（目的）

市民の農業実践の多様なニーズに対応した市民農園及び市民の本格的な農業参入の場の提供を行う。

（内容）

- ・ 市民農園事業（20～500㎡）
…既存事業、エリアを市街化区域から 市街化調整区域に拡大
 - 20～50㎡ 特定農地貸付法（実施主体：市）又は市民農園法（実施主体：農家）
 - 100～500㎡ 特定農地貸付法（実施主体：県・県ホームファーマー制度を活用）
- ・ ステップアップファーマー事業（1,000㎡～3,000㎡未満）
特区制度（農地権利取得の際の下限面積要件の緩和(30a 10a)を行う「規制の特例措置」）による市民の農業への本格参入の場を提供する。
市が市農協の協力を得て実施。

（実施方法）

事業実施は市や市農協等。将来的には、計画の推進母体として平成17年度に設立する第3セクターの株式会社が受け皿となって、NPO法人等

が管理運営を担う。

「ステップアップファーマー」の定義

本計画においては、現行法制度の下での市民農園（趣味等により農産物栽培を希望する者に対する市からの小区画の農地の貸し付け）から、小規模ながらも農地を自ら取得して農業を始める市民版の農業経営をいう。

耕作地の規模でいえば、市民農園（市賃貸事業）20 m²～50 m² 市民農園（県賃貸事業「中高年ホームファーマー」）100～500 m²、ステップアップファーマー（構造改革特別区域法に基づき追加された「農地取得に際する下限面積要件緩和（10アール以上）」を活用）1,000 m²とステップアップする。

アグリフェア開催事業

（目的）

農とのふれあいや市民への地場農畜産物やその加工食品に対する理解の醸成と消費拡大を促す。併せて、農地へ足を運んでもらうことにより、農地の荒廃化・遊休化など、農業の課題への関心を高める。

（内容）

従来から都市公園で実施していた市の農業まつり（地場農畜産物や特産品の直売、展示、イベント）を田名拠点地区内においても実施する。

（実施方法）

市が市農協の協力を得て事業着手。将来的な事業主体は、計画の推進母体として平成17年度に設立する第3セクターの株式会社とする。

フラワーガーデン事業

（目的）

直ちに耕作地としての利用が困難な農地に市民参加により草花を植えることにより、荒廃化、遊休化した農地の現状や農業に対する市民の理解を促し、農地活用の機運を高め、将来的に耕作地としての復元につなげる。

（内容）

違反転用などから是正されたにもかかわらず直ちに耕作地としての利用が困難な農地について、荒廃地に戻さないための段階的な措置として、季節の草花（ひまわり、コスモス等）を植えることによって農地の修景を図るとともに、種を採取しイベント等において配布する。

(実施方法)

市からの委託事業として、関係団体や市民グループが実施。将来的には、計画の推進母体として平成17年度に設立する第3セクターの株式会社が受託先としてコーディネート等を行う。

融資関係

事業が新都市農業推進計画に基づくもの、すなわち政策性が高いこと、多くの施設整備や研究開発等非設備投資資金が多く必要となること、商工業との連携・保健・福祉、医療・教育分野との連携、市民参加など農林中金等既存の政府系農業系金融機関の融資カテゴリーに当該事業が含まれないこと、短期では収益性が比較的低いことなどから、設備投資資金について、政府系金融機関である日本政策投資銀行からの金融面での判断を得て同行の融資の利用が可能となった場合に、同行の融資を受けることとする。

また、併せて日本政策投資銀行の有する幅広い情報・ノウハウの提供や課題解決へのアドバイスを受けることにより、事業計画のブラッシュアップと効率的・効果的な事業展開を図る。

【合致する日本政策投資銀行の投融資指針に定める事業】

- ・ 新産業創出・活性化
- ・ 自立型地域創造支援
- ・ リデュース・リユース・リサイクル事業

(2) 民間企業（計画に基づく農業と商工業等の横断的事業に参入する民間企業）

民間の知恵と工夫による新都市農業推進計画への取組みを促進するため、農業と商工業等との連携による、新たな事業展開や技術開発、農畜産物の加工製品等の商品開発に関する事業。

バイオマス・フロンティア事業（資源循環型農業開拓事業）

アグリテクニカル&メディカル創造事業
(農業新技術開発、医療福祉分野応用事業)

【具体的な事業内容】

食品残渣（野菜のカットくず等）を自家処理として飼料化・肥料化し、養畜・栽培後、食品（肉、野菜）として販売する。

ダチョウの皮革や卵の加工・新製品の開発等を行うなど、食用肉以外の分野での高付加価値商品の開発

ダチョウ肉について、冷凍肉としての販売のほか、新たな加工食品を開発し、販路拡大や市場拡大を図る。

相模原のダチョウ肉を使った料理をサービスエリアの特産品として売り出すため、新たな商品開発を実施。

融資関係

事業が新都市農業推進計画に基づくもの、すなわち政策性が高いこと、多くの施設整備や研究開発等非設備投資資金が多く必要となること、商工業との連携など農林中金等既存の政府系農業系金融機関の融資カテゴリーに当該事業が含まれないこと等から、設備投資資金について、政府系金融機関である日本政策投資銀行からの金融面での判断を得て同行の融資の利用が可能となった場合に、同行の融資を受けることとする。

また、併せて日本政策投資銀行の有する幅広い情報・ノウハウの提供や課題解決へのアドバイスを受けることにより、事業計画のブラッシュアップと効率的・効果的な事業展開を図る。

【合致する日本政策投資銀行の投融資指針に定める事業】

- ・ 新産業創出・活性化
- ・ リデュース・リユース・リサイクル事業

別紙 - 2

1 支援措置の番号及び名称

201002 民間事業者等の経済活動に伴う道路使用許可の円滑化

2 当該支援措置を受けようとする者

- ・ 第3セクターの株式会社（設立までは相模原市）
- ・ 市内の商店街振興組合、同協同組合等

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

商店街さがみはらのめぐみバザール開催事業

（目的）

希望する市民全員が地場農畜産物を手軽に入手できるような機会を拡大するとともに、商店街の空き店舗対策を図る。

（内容）

市内67商店街の空き店舗・空きスペースやイベント等の場を活用して地場の農畜産物や特産品の市（直売）を開催する。

（実施方法）

市農協の支援により、各商店街・農業者・流通事業者・運輸事業者が連携して実施する。将来的には、計画の推進母体として平成17年度に設立する第3セクターの株式会社がコーディネートを行う。

当該支援措置による通達に基づき道路使用許可の手続きを行うことにより、“さがみはらのめぐみ”を市内商店街イベントの場を活用し、道路上における直売を行うことを予定している。

別紙 - 3

1 支援措置の番号及び名称

230001 道路使用許可・道路占用許可の手續改善

2 当該支援措置を受けようとする者

- ・ 第3セクターの株式会社（設立までは相模原市）
- ・ 市内の商店街振興組合、同協同組合等

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

アグリフェア開催事業

（目的）

農とのふれあいや市民への地場農畜産物やその加工食品に対する理解の醸成と消費拡大を促す。併せて、農地へ足を運んでもらうことにより、農地の荒廃化・遊休化など、農業の課題への関心を高める。

（内容）

従来から都市公園で実施していた市の農業まつり（地場農畜産物や特産品の直売、展示、イベント）を田名拠点地区内においても実施する。

（実施方法）

市が市農協の協力を得て事業着手。将来的な事業主体は、計画の推進母体として平成17年度に設立する第3セクターの株式会社とする。

当該支援措置による通達に基づき道路使用許可の手續きを行うことにより、道路上における地場農産物等の販売や展示コーナー、イベントコーナーを設ける事を予定している。

商店街さがみはらのめぐみバザール開催事業

（目的）

希望する市民全員が地場農畜産物を手軽に入手できるような機会を拡大するとともに、商店街の空き店舗対策を図る。

（内容）

市内67商店街の空き店舗・空きスペースやイベント等の場を活用して地場の農畜産物や特産品の市（直売）を開催する。

（実施方法）

市農協の支援により、各商店街・農業者・流通事業者・運輸事業者が連携

して実施する。将来的には、計画の推進母体として平成17年度に設立する第3セクターの株式会社がコーディネートを行う。

当該支援措置による通達に基づき道路使用許可の手続きを行うことにより、“さがみはらのめぐみ”を市内商店街イベントの場を活用し、道路上における直売を行うことを予定している。

別紙 - 4

1 支援措置の番号及び名称

210008 就農支援資金の貸付対象の拡充

2 当該支援措置を受けようとする者

就農計画を作成し知事の認定を受けた新規就農者を就農させようとする
農業者（法人・個人）

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

ヤングファーマー・インキュベート事業(若手プロ農業者育成事業)

（目的）

農業分野に果敢にチャレンジする若者の掘り起こしを行い、農業技術と
経営感覚に優れた農業者（プロの農家）として育成する。

（内容）

農業高校や農業大学校の在学生に対するインターンシップ、更には、そ
れらの卒業生に対し、農業技術・経営に関する実践的な研修を行い、特区
制度による参入法人又は農業生産法人への就農（雇用）や農業経営者とし
ての自立を促進する。

（実施方法）

事業着手は市と市農協が行う。将来的には、計画の推進母体として平成
17年度に設立する第3セクターの株式会社が実施する。その際、株式会
社は、研修用農地や研修施設等を所有し、実践的・実験的な活動を行う。

当該支援措置を活用することにより、新規就農を希望する者の就農機会が
広がるとともに、農業者の人材確保の機会が広がり、当該事業の目的達成が
図られる。

別紙 - 5

1 支援措置の番号及び名称

210009 農業法人等に対する出・融資の一体的提供

2 当該支援措置を受けようとする者

対象要件を満たした農業生産法人又は相模原市新都市農業創出特区により農業へ参入した特定法人

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

ヤングファーマー・インキュベート事業(若手プロ農業者育成事業)

(目的)

農業分野に果敢にチャレンジする若者の掘り起こしを行い、農業技術と経営感覚に優れた農業者(プロの農家)として育成する。

(内容)

農業高校や農業大学の在学学生に対するインターンシップ、更には、それらの卒業生に対し、農業技術・経営に関する実践的な研修を行い、特区制度による参入法人又は農業生産法人への就農(雇用)や農業経営者としての自立を促進する。

(実施方法)

事業着手は市と市農協が行う。将来的には、計画の推進母体として平成17年度に設立する第3セクターの株式会社が実施する。その際、株式会社は、研修用農地や研修施設等を所有し、実践的・実験的な活動を行う。

市民ファーマー事業

(目的)

市民の農業実践の多様なニーズに対応した市民農園及び市民の本格的な農業参入の場の提供を行う。

(内容)

- ・ 市民農園事業(20~500 m²)
 - ...既存事業、エリアを市街化区域から 市街化調整区域に拡大
 - 20~50 m² 特定農地貸付法(実施主体:市)又は市民農園法(実施主体:農家)
 - 100~500 m² 特定農地貸付法(実施主体:県・県ホームファーマー制度を活用)

- ・ ステップアップファーマー事業（1,000 m²～3,000 m²未満）
特区制度（農地権利取得の際の下限面積要件の緩和(30a 10a)を行う「規制の特例措置」）による市民の農業への本格参入の場を提供する。
市が市農協の協力を得て実施。

（実施方法）

事業実施は市や市農協等。将来的には、計画の推進母体として平成17年度に設立する第3セクターの株式会社が受け皿となって、NPO法人等が管理運営を担う。

アグリテクニカル&メディカル創造事業
(農業新技術開発、医療福祉分野応用事業)

（目的）

農業者・民間企業・大学等研究機関の連携により、IT 農業技術、新たな栽培・飼育方法、高付加価値型の加工食品等、新たな技術、商品の研究・開発、また、アグリセラピー（農業療法）等、保健福祉分野での農業の応用など、新たなアグリビジネスの創出を目指す。

（内容）

ニーズとシーズの掘り起こしや共同研究開発計画策定のためのコーディネート・アドバイス等を行い、農業及び農業関連分野の新製品や新技術の研究開発活動につなげる。

（実施方法）

当初は、市が市農協や株式会社さがみはら産業創造センター（SIC）、北里大学、麻布大学、青山学院大学等市内に立地する大学の協力を得て事業着手する。将来的には、計画の推進母体として平成17年度に設立する第3セクターの株式会社がSICと連携して行う自主事業とする。

また、必要に応じて、研究開発機関や大学と第3セクターの株式会社との共同事業（JV）として取り組む。

当該支援措置を活用することにより、各事業により農業参入した法人の事業拡大・多様化に伴い必要となる出資・融資の手続きが円滑化されることにより、新規投資の促進、自己資本の拡充と信用力・財務内容の改善等、経営改善が促進される。

別紙 - 6

1 支援措置の番号及び名称

230006 「新創業融資制度」の貸付限度額拡充

2 当該支援措置を受けようとする者

広くアグリビジネスに挑戦する新規創業者又は新分野進出（第2創業）を行う商工業者（現行の「新創業融資制度」の融資対象者）

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

アグリテクニカル&メディカル創造事業
(農業新技術開発、医療福祉分野応用事業)

(目的)

農業者・民間企業・大学等研究機関の連携により、IT 農業技術、新たな栽培・飼育方法、高付加価値型の加工食品等、新たな技術、商品の研究・開発、また、アグリセラピー（農業療法）等、保健福祉分野での農業の応用など、新たなアグリビジネスの創出を目指す。

(内容)

ニーズとシーズの掘り起こしや共同研究開発計画策定のためのコーディネート・アドバイス等を行い、農業及び農業関連分野の新製品や新技術の研究開発活動につなげる。

(実施方法)

当初は、市が市農協や株式会社さがみはら産業創造センター（SIC）、北里大学、麻布大学、青山学院大学等市内に立地する大学の協力を得て民間企業のアグリビジネスへの参入を支援する。将来的には、計画の推進母体として平成17年度に設立する第3セクターの株式会社がSICと連携して事業化支援を行う。

また、必要に応じて、研究開発機関や大学、民間企業、第3セクターの株式会社との共同事業（JV）として取り組む。

- 1 当該支援措置を活用することにより、新たな「アグリビジネス」に挑戦しようとする気運を高め、新規創業に拍車がかかる。
- 2 国民生活金融公庫からの金融面での判断を得て同公庫の融資の利用が可能となった場合に、同公庫の融資を受けることとする。

別紙 - 7

1 支援措置の番号及び名称

212032 開発許可制度の市街化調整区域での弾力的な運用の情報提供

2 当該支援措置を受けようとする者

相模原市

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

アグリセンター事業

(目的)

市民(消費者)を主たる対象として、地域の農産物を“見て、触って、感じて、つくって、味わう”拠点としてアグリセンターを整備する。

(内容)

- ・地場農産物直売機能...地場農産物の直売
- ・地場農産物PR機能...展示、リーフレット等による地場農産物やその料理方法等の紹介、実演
- ・スローフード提供機能...地場農産物を活かした地域の料理を提供する産直レストラン
- ・農産物加工体験機能...トマトケチャップ等の農畜産物の加工体験
- ・市民農業体験・研修機能...家庭菜園や市民農園を始める市民を対象にした基本的な栽培技術の研修
- ・市民農作物栽培相談機能...家庭菜園や市民農園を行う上での相談対応

(段階的事業展開)

- ・第1ステップ...地場農産物の直売市(テントによる大規模市)
- ・第2ステップ...地場農産物の直売センター、地場農産物PRセンター
- ・第3ステップ...農業体験・研修センター、市民農作物栽培相談センター
- ・第4ステップ...産直レストラン、農産物加工体験センター

(実施方法)

市及び市農協の共同事業として事業着手。最終的な施設整備及び運営は、計画の推進母体として平成17年度に設立する第3セクターの株式会社とする。

アグリセンター事業に係る施設整備を予定している場所が市街化調整区域内であることから、各地域の実情に応じた事例調査等の情報提供を受けることにより、より事業効果のある施設の検討及び整備を推進する。